

## 弁護士Q&A

Q 〈相談者〉 新型コロナウイルスの影響で残業がなくなり手取りが減ったため、借金を返済できなくなりました。そのうえ、勤務先の経営も危ぶまれ、倒

A 〈弁護士〉 今回の新型コロナウイルスにより収入減な

### 新型コロナウイルスの影響で借金を返済できない

リブラ共同法律事務所 弁護士 菅原仁人



弁護士 菅原仁人

産するのではないかと社内で噂になっていいます。返済が滞った借金は、どうすればいいのでしょうか。

め、債務整理の方針を決めることができない場合もあります。債務整理を受任した弁護士は、債権者に受任したことを知らせる受任通知を送付しますが、債務整理の方針に「未定」と記載して送付することもできます。今後数か月間で状況が落ち着き、収入を回復できれば、自己破産ではなく任意整理や個人再生で解決できる場合もあります。相談者の個別の状況に応じた対応を致しますので、まずは弁護士までご相談ください。

どの影響を受けている方が多いと思われる。借金の返済が滞った場合、任意整理、個人再生、自己破産により対応できますが、新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかわからない



弁護士 法人 **リブラ共同法律事務所**

新札幌オフィス

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号 新札幌センタービル5階

☎011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

札幌駅徒歩5分に札幌駅前本部もございます

